

日本水上スキー・ウエイクボード連盟

コンプライアンス規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人 日本水上スキー・ウエイクボード連盟（以下「本連盟」という。）におけるコンプライアンスに関する基本方針、遵守事項、推進体制及び運用手続を定めることにより、スポーツの公正性と安全性、透明な組織運営、及び社会的信頼を確保することを目的とする。

第2条（定義）

1 本規程における「コンプライアンス」とは、以下を遵守することをいう。

（1）法令（特定非営利活動促進法、民法、労働関連法令、補助金等交付要綱、個人情報保護関連法令等を含む。）

（2）行政機関・統括団体・関係競技団体が示すガイドライン、ルール、通達等

（3）本連盟の定款、諸規程・細則、理事会決議、契約

（4）スポーツの公正性・安全性・人権尊重に関する倫理・社会的規範

2 「役職員等」とは、理事、監事、事務局職員、派遣・嘱託・アルバイト、常勤・非常勤のコーチ・強化スタッフ、各種委員会の委員その他本連盟の業務に従事又は関与する者をいう。

3 「登録選手等」とは、本連盟に登録する競技者、選手、加盟団体・加盟チーム、審判員、指導者、ボランティアその他本連盟の統括のもと本連盟対象スポーツに関与する者をいう。

第3条（基本方針）

1 本連盟は、暴力、いじめ、体罰、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、差別的取扱い（人種、国籍、年齢、障害、性別、性的指向、性自認、社会的

身分等に基づくものを含む)、性的搾取、児童虐待、ドーピング、不正な金銭授受、八百長、違法賭博その他不正行為を一切容認しない。

2 本連盟は、選手の安全と健康を最優先し、競技・練習・大会運営等の場において、過度な負荷や危険な環境を放置しない。

3 本連盟は、財務・会計処理および補助金その他の公的資金の取扱いにおいて、適正性・透明性・説明責任を確保する。

4 本連盟は、代表選手・強化指定選手等の選考、審判員の指名・派遣、人材登用等に際し、客観性・公平性・合理性を確保し、恣意や縁故・不当な圧力を排する。

5 本連盟は、これらの方針を全ての役職員等および登録選手等と共有し、理解・浸透を図る。

第4条（適用範囲）

1 本規程は、役職員等および登録選手等すべてに適用する。

2 理事・監事その他の役員は、本規程を率先して遵守し、組織文化として定着させる責務を負う。

3 本連盟は、委託先、スポンサー、取引先等の関係者に対しても、本規程の趣旨の周知に努める。

第5条（コンプライアンス推進体制）

1 本連盟は、理事会の下にコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置き、コンプライアンスの推進、点検、改善を行わせる。委員会の詳細は別に定める「コンプライアンス委員会規程」による。

2 委員会は、コンプライアンスに関する基本方針・年間計画を策定し、その実施状況を点検し、問題点・リスクを把握し、理事会に報告・提言する。

3 理事会は、委員会からの提言を真摯に検討し、必要な是正措置・再発防止策を決定し、実施する。

第6条（教育・研修）

- 1 本連盟は、役職員等・登録選手等に対し、少なくとも年1回、コンプライアンス教育を行う。
- 2 教育の内容は、(1)本連盟に適用される法令・ガバナンスコード、(2)本連盟の各種規程、(3)会計・補助金・不正防止、(4)代表選手等の選考の公正性、(5)大会運営における安全確保、(6)暴力・ハラスメント・差別の禁止、(7)ドーピング・八百長等の不正行為の防止、(8)SNSの適正利用等を含むものとする。
- 3 本連盟は、新任理事・監事・主要職員・主要コーチ・審判員等に対し、就任・登録時オリエンテーションとしてのコンプライアンス研修を行う。
- 4 研修の実施日、対象、講師、教材、参加状況は記録し、委員会および監事が確認できるように保存する。

第7条（相談・通報制度）

- 1 本連盟は、暴力、ハラスメント、差別、会計不正、その他のコンプライアンス違反又はその疑いに関し、役職員等及び登録選手等が相談・通報できる窓口を設置する。通報・相談に関する運用の詳細は、別に定める「通報相談処理規程」による。
- 2 相談・通報を受けた者は、速やかに内容を記録し、委員会に報告しなければならない。
- 3 相談・通報を行った者に対し、当該相談・通報を理由とする解任、降格、登録抹消、試合・大会からの不当な排除、嫌がらせ等、いかなる不利益取扱いも行っていない。
- 4 本連盟は、相談・通報内容の秘密を保持し、個人情報保護に十分留意する。

第8条（調査・是正）

- 1 重大なコンプライアンス事案が疑われる場合には、委員会は事実関係を調査し、

原因を分析し、是正・再発防止策を理事会に提案する。必要に応じ、外部の弁護士、公認会計士、学識経験者等から成る独立調査委員会の設置を提案することができる。

2 理事会は、提案を踏まえて、懲戒、指導、改善命令、資格停止、登録抹消等の措置を検討し、決定する。その際、当該者に弁明の機会を与えるなど、公平かつ中立的な手続を確保する。

第9条（利益相反の管理）

1 本連盟は、理事、監事、職員、委員、コーチ、審判員、登録選手、加盟団体・加盟チームその他の関係者と本連盟との間に生じ得る利益相反を適切に管理する。具体的には、当該者が自己又は第三者のために本連盟と取引し、または本連盟の意思決定に影響を与える立場にある場合には、その事実を事前に申告させ、理事会又は必要な機関による承認を経ることを基本とする。特に理事による自己又は関連当事者（理事の所属する企業・団体、近親者、理事が継続的な利害関係を有する取引先等を含む。）との取引その他利益相反取引は、原則として禁止され、やむを得ない場合に限り、適切な手続を経て例外的に承認されるものとする。

2 前項の承認に際しては、関係者は重要な事実を開示しなければならない。理事会等は、(1)取引条件の公正性、(2)特定の個人・団体への不当な利益供与の有無、(3)本連盟の中立性・社会的信用への影響を検討し、その審議経過と判断理由を議事録等に明記する。この議事録等には、提出された相見積りその他の客観的証憑、審議の経過、承認理由およびその合理性、承認後のフォローアップ方法を含める。

3 利害関係のある者は、当該事項に関する審議・決定からは原則として除外される。除外された者は、承認後も当該取引の実施状況について理事会その他適切な機関に報告しなければならないものとし、その報告は議事録等に記載する。

4 本連盟は、利益相反に関する具体的な判断基準、申告手続、承認手続、記録・保存方法等を定めた「利益相反ポリシー」を別途策定し、運用する。

5 本連盟は、重要な契約・スポンサー契約等については、入札・相見積もり等、

客観性・透明性を担保する方法を可能な限り用い、その資料を保存する。

第 10 条（記録・保存）

1 本連盟は、本規程に基づくコンプライアンス計画、教育実施記録、通報受付記録、委員会議事録、委員会による提言および理事会の対応内容等を、法令その他理事会が定める期間保存する。

2 これらの記録は、委員会及び監事が必要に応じ閲覧できる。

第 11 条（見直し）

本規程は、スポーツ庁、統括団体、関連法令の改定、社会状況の変化、本連盟の運営実態等を踏まえ、理事会決議により適宜見直す。

附則

1 本規程は、理事会の承認の日から施行する。